

鳥取市道路占用料徴収条例（昭和44年条例第9号）新旧対照表 第33条関係

改正後	改正前
<p>○鳥取市道路占用料徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月1日 鳥取市条例第9号</p> <p>第1条 ～ 第2条の2（略） （本条…追加〔平成19年条例15号〕） （占用料の額）</p> <p>第3条第1項（略）</p> <p>2 前項のうち消費税及び地方消費税を非課税とされる占用以外の占用に係る占用料の額は、別表に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、その額が100円未満である場合にあつては100円とする。）とする。</p> <p>第4条 ～ 第11条（略） 別表（略）</p>	<p>○鳥取市道路占用料徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和44年4月1日 鳥取市条例第9号</p> <p>第1条 ～ 第2条の2（略） （本条…追加〔平成19年条例15号〕） （占用料の額）</p> <p>第3条第1項（略）</p> <p>2 前項のうち消費税及び地方消費税を非課税とされる占用以外の占用に係る占用料の額は、別表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、その額が100円未満である場合にあつては100円とする。）とする。</p> <p>第4条 ～ 第11条（略） 別表（略）</p>